

# 環境省組織令(政令)改正のポイント

「地域脱炭素ロードマップ」の実践及び改正地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体が行う脱炭素のための計画作りや、その計画に沿った具体的な事業の推進を支援するため、環境省の体制を強化する。

## <主な改正内容>

- 地域脱炭素の恒常組織として、「地域脱炭素推進審議官」を設置
- 地域脱炭素推進審議官が統括する「地域脱炭素推進審議官グループ」を創設し、2課、1参事官を設置。

## 新体制

<凡例>

 : 改正箇所

## 大臣官房

総合環境政策統括官

<総合環境政策統括官グループ>

総合政策課

環境計画課 (廃止)

環境経済課

環境影響評価課

地域脱炭素推進審議官

<地域脱炭素推進審議官グループ>

地域政策課

地域脱炭素事業推進課

参事官 (地域脱炭素政策調整)